

事 務 連 絡

平成21年10月19日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第17報）

10月16日付けで厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から「新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について」の事務連絡（以下「厚生労働省事務連絡」という。）が発出されました。

厚生労働省事務連絡においては、「地域の事業者等に対し、インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、従事者等の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる意義はないことについて、周知すること。また同様に、症状がないにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診させ簡易迅速検査やPCR検査を行う意義はないことについても、周知すること。」とされています。

ついては、これを踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく児童生徒等の出席停止を行った場合などでも再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はないと考えられますので、適切に対応くださるようお願いします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設及び文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

(別紙)

新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について

(平成21年10月16日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 事務連絡)

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○学校保健・その他

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健指導係 (内 2918)

○国立大学附属学校

高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係 (内 2909)

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係 (内 2532)

○専修学校・各種学校

生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校第一係 (内 2939)

○社会教育施設

生涯学習政策局 社会教育課 法規係 (内 2973)

○社会体育施設

スポーツ・青少年局 企画・体育課 施設係 (内 2672)

○文化施設

文化庁 文化部 芸術文化課 推進係 (内 3163)

事務連絡
平成21年10月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する
医療体制の確保について

インフルエンザ定点医療機関あたりの報告患者数が10を超えている一部の地域（別紙）では、救急当番の小児科外来などを中心に受診者数の増加が顕著になってきています。今後、このような傾向は新型インフルエンザの流行拡大とともに、全国的に認められるようになるものと考えられます。このため、各都道府県、保健所設置市、特別区においては、医療体制の確保のため、下記について対応を検討していただくとともに、地域住民への普及啓発及び医療機関等への周知徹底をお願いします。

記

1. 各都道府県等における対応

(1) 地域の医師会、薬剤師会等との協力について

以下の（ア）～（エ）について、地域の医師会、薬剤師会等に対して協力を依頼する等の対応を検討すること。

（ア）地域の診療所及び薬局における診療時間の延長

（イ）輪番制等による救急医療機関への支援

（ウ）電話相談体制の充実

（エ）電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤の実施

(2) 治癒証明書等の意義に関する周知

地域の事業者等に対し、インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、

従事者等の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる意義はないことについて、周知すること。

また同様に、症状がないにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診させ簡易迅速検査や PCR 検査を行う意義はないことについても、周知すること。

なお、外出を自粛する期間については、新型インフルエンザであることが明らかな場合や、地域で新型インフルエンザが流行している場合は、解熱後 2 日間が経過していたとしても、できる限り、発症した日の翌日から 7 日を経過するまでとすることが望ましいこと。

(3) 流行状況等の把握及び受入調整等

地域におけるインフルエンザの流行状況及び医療機関の対応状況について把握し、必要に応じて、地域の医療機関間及び隣県との患者の受入調整等を行うこと。

2. 医療機関等への周知

各都道府県等においては、以下の (1) ~ (3) について、医療機関等への周知徹底に努めること。

(1) 診療時間の延長の取扱い

診療時間の延長にあたっては、一時的なものについては、医療法に基づく変更の届出は必要ないこと (別添 1) 及び新型インフルエンザに対応するため診療を行う場合については、診療報酬及び調剤報酬上の時間外加算が算定できること (別添 2)。

別添 1 平成 21 年 10 月 9 日「新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関する Q & A について」

別添 2 平成 21 年 9 月 15 日「新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について」

(2) 簡易迅速検査の必要性

臨床所見や地域における感染の拡がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査や PCR 検査の実施は必須ではないこと。また、診療報酬及び調剤報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。

- (3) 電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤
各都道府県の判断により、慢性疾患等を有する定期受診患者等については、感染源と接する機会を少なくするため、電話による診療により診断できた場合には、診療した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付することが可能となること。

3. 地域住民への普及啓発について

各都道府県等においては、以下の(1)～(5)について、地域住民への普及啓発に努めること。

- (1) かかりつけ医師と発熱時の対応についてあらかじめ相談しておくこと。
- (2) 夜間休日時間帯における、小児救急電話相談事業（#8000）も含めた電話相談窓口を活用すること。
- (3) 救急外来時間帯における救急以外の外来受診を控えること。
- (4) 症状がないにもかかわらず、念のための検査目的での外来受診を控えること。
- (5) あらかじめ医療機関に電話をかけてから受診すること。

以上

(別紙)

インフルエンザ定点当たり報告数・都道府県別 2009年第41週(10月5日～11日)

区分	インフルエンザ	
	報告数	定点当たり
総数	61,583	12.92
北海道	8,337	38.96
青森県	302	4.65
岩手県	353	5.52
宮城県	742	7.73
秋田県	577	10.49
山形県	48	1.00
福島県	301	3.76
茨城県	1,121	9.34
栃木県	444	5.92
群馬県	648	6.48
埼玉県	4,121	16.89
千葉県	3,190	15.79
東京都	5,371	18.98
神奈川県	6,987	21.63
新潟県	443	4.57
富山県	93	1.94
石川県	86	1.79
福井県	83	2.59
山梨県	144	3.60
長野県	237	2.69
岐阜県	596	7.45
静岡県	711	5.39
愛知県	4,562	23.52
三重県	797	11.07
滋賀県	506	9.73
京都府	1,217	9.81
大阪府	5,189	16.96
兵庫県	3,259	16.54
奈良県	499	9.07
和歌山県	294	5.88
鳥取県	66	2.28
島根県	67	1.76
岡山県	272	3.24
広島県	619	5.43
山口県	146	2.06
徳島県	121	3.27
香川県	214	4.55
愛媛県	124	2.03
高知県	228	4.75
福岡県	4,650	23.48
佐賀県	321	8.23
長崎県	693	9.90
熊本県	515	6.44
大分県	424	7.31
宮崎県	446	7.56
鹿児島県	289	3.14
沖縄県	1,130	19.48